

在校生の方へ・入学予定の方へ

1. 支援の対象について

本学に入学を希望する障がいのある者及び本学に在籍する障がいのある全ての学生が対象です。

2. 障がいのある学生とは

障がいのある学生とは、心身の機能に障がい（身体障害、視覚障害、聴覚障害、病弱・虚弱、精神障害、発達障害、難病に起因する障害等）があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にある学生をいいます。

3. 本学で提供する支援の範囲

入学希望者の支援は①、障がいのある学生への支援は②～⑥で対応をおこないます。

- ① 入学試験の配慮
- ② 修学支援
- ③ 学内での生活支援
- ④ キャリア支援
- ⑤ 課外活動支援
- ⑥ その他、各学部が必要と認める支援

4. 合理的配慮に基づく支援

本学は、障がいのある学生及び入学希望者から配慮を希望する意思表示および障がいの根拠となる資料等の提出があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生および入学希望者に不利益が被らないよう修学上又は受験上必要な合理的配慮を行います。

5. 相談窓口

支援に関する窓口は事務局 学務課 健康相談担当の職員が対応を行います。

各キャンパスの学務課までお問合わせください。

[開志専門職大学における障がい学生支援に関する方針はこちら](#)

[開志専門職大学 障がい学生支援規程はこちら](#)

[開志専門職大学 合理的配慮の提供までの流れはこちら](#)